## 議員提出議案第2号

南相馬市議会政務活動費の交付に関する条例及び南相馬市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年12月16日提出

南相馬市議会議長中川庄一様

| 一夫  | 渡部 | 南相馬市議会議員 | 提出者 |
|-----|----|----------|-----|
| 淳一  | 太田 | 南相馬市議会議員 | 賛成者 |
| 裕   | 今村 | JJ       | IJ  |
| 昌一  | 鈴木 | JJ       | IJ  |
| 寬一  | 渡部 | JJ       | IJ  |
| 弘一  | 大山 | JJ       | IJ  |
| 稔 宗 | 志賀 | IJ       | IJ  |

## 提案理由

議員の活動の充実と各議員の顔の見える広報を積極的に進めるため、令和4年4月1日から政務活動費を現行の月額1万5,000円から2万円に引き上げるとともに、年1回以上の広報の発行に努めなければならないとする規定を設けるため、必要な改正を行うものである。

## 南相馬市条例第 号

南相馬市議会政務活動費の交付に関する条例及び南相馬市議会基本条例の一部 を改正する条例

(南相馬市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

- 第1条 南相馬市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年南相馬市条例第7号) の一部を次のように改正する。
  - (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分(以下「改正部分」という。)を、改正後の欄の改正部分に改める。
  - (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
  - (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

| 改正後   | 改 正 前  |
|---|--|
| (交付額及び交付の方法)  | (交付額及び交付の方法)   |
| 第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額 <u>2万円</u> を乗じて得た額を年1回交付する。 | 第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額 <u>1万5,000円</u> を乗じて得た額を年1回交付する。 |
| 2~5 【略】   | 2~5 【略】  |

(南相馬市議会基本条例の一部改正)

- 第2条 南相馬市議会基本条例(令和2年南相馬市条例第16号)の一部を次のように改正 する。
  - (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分(以下「改正部分」という。) を、改正後の欄の改正部分に改める。
  - (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
  - (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

| 改正後                  | 改正前     |
|----------------------|---------|
| (政務活動費)              | (政務活動費) |
| 第8条 【略】              | 第8条 【略】 |
| 2 前項の政務活動費を活用する場合にあっ |         |

## ては、年1回以上の広報の発行に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南相馬市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。